

令和7年10月15日

山口市長 伊 藤 和 貴 様

山口市環境審議会

会長 福 代 和 宏



民間事業者による太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理
について(答申)

令和7年5月30日付け環境政策第13号で諮問のありました、民間事業者による太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理につきまして、山口市環境基本条例(平成17年山口市条例第128号)第33条第2項の規定に基づき、本審議会で検討した結果、別添のとおり答申いたします。

民間事業者による太陽光発電設備の
適正な設置及び維持管理について
(答申)

令和7年10月15日
山口市環境審議会

【答申目次】

1 はじめに	P2
2 審議会委員名簿	P3
3 審議経過	P4
4 現状認識	P4
(1)関係条例等による規制	
(2)市内における太陽光発電に関する現状	
(3)市内における太陽光発電に関するトラブルの現状	
5 制度(条例)の方向性	P5
6 制度の構成	P6
7 附帯意見	P6

1 はじめに

国において、2012（平成24）年7月に開始された「再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT制度）」の導入以降、太陽光発電設備は全国的に急速に拡大してきた中、その一方で、周辺環境や防災、地域住民等への配慮が不十分な太陽光発電設備の設置に伴う問題（トラブル）が増加し、こうした状況は、山口市においても見受けられます。

国は、各種ガイドラインを策定し、FIT制度を利用する太陽光発電事業者（以下、「事業者」という。）に遵守を義務付けるなどの対策を講じてきましたが、FIT制度の買取価格の低下等もあり、また、同制度を利用しない事業者には、ガイドライン等の遵守は努力義務であることなどから、今後も同制度を利用せずに太陽光発電事業を行う事業者の増加とともに、地域とのトラブルが続くことが危惧されます。

現在、山口市においては、農地法や市景観条例などにより、設備を設置する際に必要な手続きはあるものの、根本的に、FIT制度を利用しない事業者や設備に関して、それらの情報を把握できる手段がないことは、非常に大きな課題であると言えます。

2021（令和3）年12月に、ゼロカーボンシティ宣言を行い、脱炭素に向けた取組を進めている山口市においては、「再生可能エネルギーの普及促進」を図る一方で、市民が「安全安心で快適に暮らせるまちの実現」についても目指していくことが重要であることから、諮問内容の「太陽光発電設備の設置にあたって、周辺環境や地域住民等への配慮が課題となっていることから、これらの共存の方策について」、本内容のとおり答申します。

2 審議会委員名簿

山口市環境審議会委員名簿【50音順】

令和7年9月30日現在

	氏 名	ふりがな	役 職 名	備考
1	青木 美弥子	あおき みやこ	山口市男女共同参画ネットワーク理事長	
2	秋本 幸夫	あきもと ゆきお	公募委員	
3	荒木 英樹	あらき ひでき	山口大学大学院創成科学研究科教授	
4	石田 祐司	いしだ ゆうじ	山口県水産研究センター内海研究部長	
5	今村 主税	いまむら ちから	山口県立大学国際文化学部情報社会学科准教授 山口市地球温暖化対策地域協議会代表	
6	大野 智広	おおの ともひろ	積水ハウス株式会社西日本プロダクトセンター 設備管理部長	
7	岡崎 百合子	おかざき ゆりこ	小郡消費者団体連絡協議会幹事	
8	木村 敏行	きむら としゆき	公募委員	
9	豊田 政子	とよた まさこ	やまぐちエコ倶楽部副代表	
10	樋口 隆哉	ひぐち たかや	山口大学大学院創成科学研究科教授	
11	福田 和子	ふくだ かずこ	日本自然保護協会会員	
12	福浪 美紀	ふくなみ みき	生活協同組合コープやまぐち副理事長	
13	福代 和宏	ふくよ かずひろ	山口大学大学院技術経営研究科教授	会長
14	山中 明	やまなか あきら	山口大学理学部学部長 山口大学大学院創成科学研究科教授	
15	横山 和平	よこやま かずひら	山口大学大学院創成科学研究科名誉教授	副会長

3 審議経過

山口市環境審議会による審議

回次	開催日	主な議事
第1回	R7.5.30(金)	民間事業者による太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理について(諮問)
第2回	R7.8.29(金)	民間事業者による太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理について(制度案)
第3回	R7.9.30(火)	民間事業者による太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理について(答申案)

4 現状認識

(1)関係条例等による規制

山口市においてはゼロカーボンシティ宣言の下、再生可能エネルギーの普及を促進する中で、太陽光発電設備(以下、「設備」という。)の設置に伴う必要な手続きとして、以下のような規制を行っている。

ア 山口市の生活環境の保全に関する条例にて、土地の区画形質変更面積が1,000㎡以上の場合、開発行為の届出が必要となっている。

イ 山口市景観条例にて、次の①、②の場合に、それぞれ事前協議及び届出が必要となっている。

① 一般地域(②以外の市全域)では、パネルの高さ10m以上、パネルの合計面積1,000㎡以上、土地の形質変更を行う面積1,000㎡以上の場合が対象となっている。

② 一の坂川、または新山口駅周辺では、規模によらず全てが対象となっている。

ウ 榎野川水系の保全に関する条例にて、埋め立て等に係る区域面積500㎡以上の場合、事前協議が必要となっている。

エ 農地法にて、農地に設置する場合は、農地転用許可申請が必要となっている。

(2)市内における太陽光発電に関する現状

設備の設置に伴う開発行為の届出においては、直近の3年間(令和4～6年度)で、FIT利用が4件、FIT非利用は206件となるなど、近年ではそのほとんどがFIT制度を利用しない設備となっている。

また、山口市においては、開発行為の届出以外に、FIT制度のような届出を求める制度がなく、FIT制度を利用しない設備については、事業者に関する情報を把握できないため、トラブル等への対応について、事業者へ求めることができず、課題の解決が図られない。

(3)市内における太陽光発電に関するトラブルの現状

ア 事前説明がない、または遅い、あるいは地域住民等との意見交換がされないことで、設備設置に関する事前の協議ができず、不適切な設置がなされるなどのトラブルの元となっている。

イ 設備設置後の草刈りや清掃など維持管理の不備や、標識の未設置に

より連絡先が不明のため、周辺住民の生活環境の改善が図られない状況になっている。

ウ 地域が目指す地域づくりの方向性との不整合により、円滑な地域づくりの推進が図られなくなっている。

5 制度(条例)の方向性

(1)設備と周辺環境や地域住民等との共存に向け、次の基本方針を満たす制度(条例)を制定することとし、制度の遵守については、義務化することが望ましいと考えられる。

基本方針

ア 地上設置型の設備(営農を継続しながら太陽光発電事業を行う営農型設備を除く。)のうち、10kW以上のもの(同一事業者等が、連続、分割して設置する小規模設備の合計出力が10kW以上となるものを含む。)を対象とし、FIT制度と同水準の手続き及び規制とすること。

イ 事業者と住民等との円滑なコミュニケーションを促進する仕組みを講じること。

ウ 市及び地域のまちづくりの方向性を踏まえ、設備設置を抑制するため、許可を必要とする区域を設定すること。

(2)事業者は、設置に関する関係法令等について事前に十分な確認を行うこと。

(3)事業者は、太陽光発電事業(以下、「事業」という。)を進める上で必要な事項について、事前に市と協議を行うこと。

(4)事業者は、事業実施にあたり、周辺住民等へ説明会を実施すること。

(5)市は、市及び地域のまちづくりの方向性との整合に向け、設備の設置を抑制するため、市の許可を必要とする区域(抑制区域)を設定すること。また、抑制区域内でも要件を満たすことで設置が可能となるよう、地域の合意を求めるなどの許可基準を設けること。

(6)市は、設備の設置工事の着手から完了(運転開始)までの間の工事や、運転開始から運転終了までの間の維持管理、さらには、運転終了後の措置等について、適切な対応を求めるべく、事業者に対し、以下に例示する事項を満たすよう、その手続きを定めること。

なお、事業の施工や維持管理が委託されている場合などについても、事業の状況等を適切に把握できるようにすること。

ア 損害補償保険への加入(設備による第三者被害への補償)

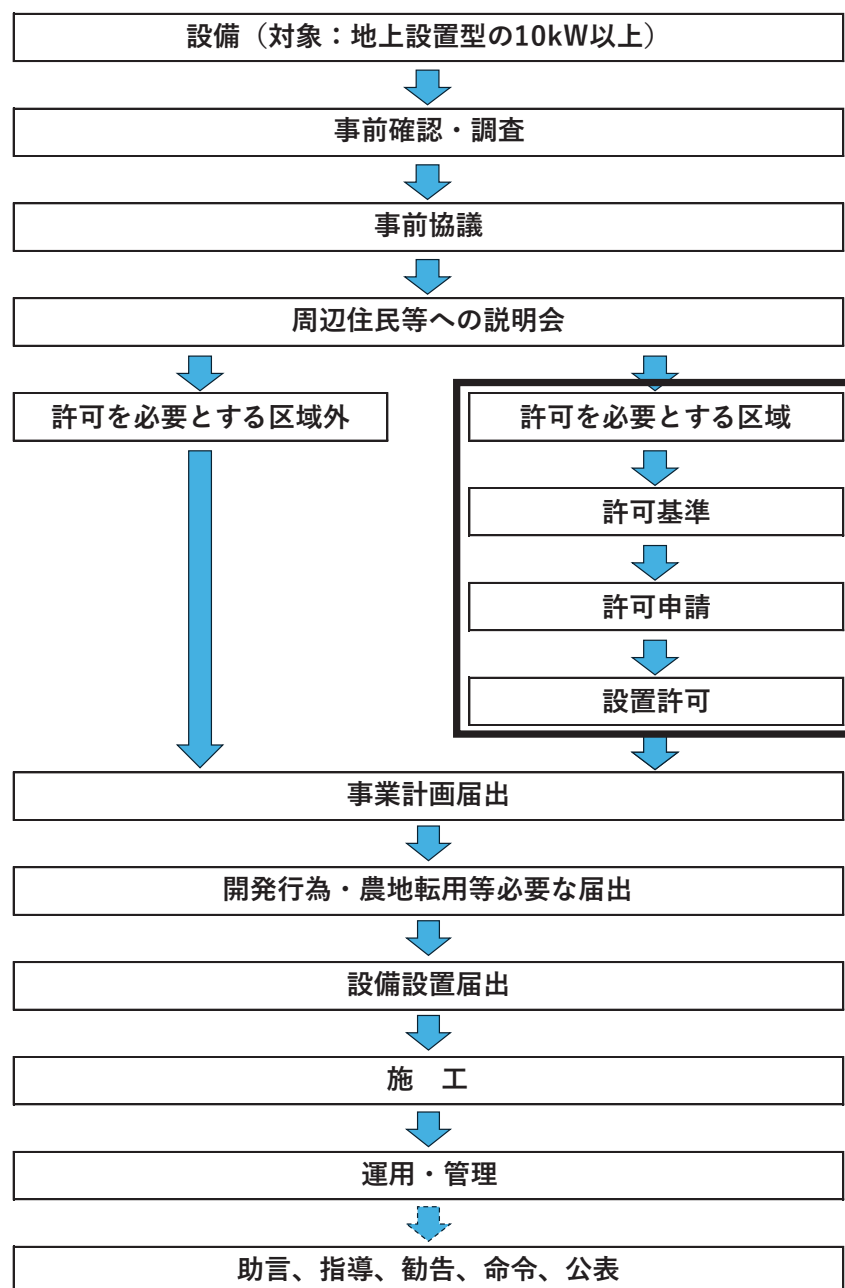
イ 維持管理契約(適正な維持管理)

ウ 土地所有者との連帯保証契約(事業終了後の責任の明確化)

エ 設備廃棄費用積立(設備放置に対するリスク回避)

(7)市は、制度の実効性確保のための方策を定めること。

6 制度の構成



7 附帯意見

本制度をより最適なものとするために、検討することが望ましいと考えられることは、次のとおりである。

- (1) 年間維持管理計画については、新規設置分だけでなく、既存設備も適用することを検討すること。
- (2) 許可基準等へ、災害等による停電時に周辺地域へ電力供給することなど、まちづくりへの貢献を促す内容を含めることを検討すること。
- (3) 設備設置に伴い、事業者が配慮すべき事項等を明確にしておくこと。